行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

［議事録 2/3］

・統計の信頼性と在り方

経産省の不正事案を受けての一斉点検における対象統計調査数

統計承認後のチェック手法と事後チェックの必要性

○吉川沙織君

平成 19 年に、先ほども申し上げましたとおり、この統計法は全部改正されました。

この国の根幹を成す統計は社会基盤であり、補助金等の算定根拠とも一方ではなり、また、政策、それから法律を作る上でも重要なデータとなります。この基幹統計調査、一般統計調査において、今残念ながら経産省ではこんなような事案ありましたけれども、こんな不正の事案はこれまで、平成 19 年に統計法が全部改正された後あったのか否か、総務省にお伺いいたします。

○政府参考人(横山均君)

お答えします。調査実施者である各府省が自ら長期にわたって不適切な行為を組織的に行ったという事例はございません。

○吉川沙織君

今、調査を担当する各府省自らが不正を行ったという事例はないということでしたが、実はこの統計法は第五十七条から第六十二条に罰則規定が設けられています。これまで立件された事案もあるのではないかと思いますが、各府省自らは今まで例がないということでしたが、実際その統計業務等において全く不正はなかったのかどうか、少し参考までに教えてください。

○政府参考人(横山均君)

お答えします。

平成 22 年の国勢調査の実施に当たりまして、調査事務の一部を担った町におきまして、市制の施行を急ぐ

余り回答の水増しを行われたという事案はございます。ただし、この事案については総務省は一切関与しておらず、今回のような事案とは性格が異なるものと考えております。

○吉川沙織君

平成 22 年の国勢調査の際に、とある町で、市制移行を一生懸命目指すがために水増しを行った例があるということでしたが、そのときは総務省はもちろん関与せずに、今回の経産省の事案は、その当該部署で、まあやむにやまれぬ思いで担当者の方はやったのかもしれませんが、自らがやった例というのは後にも先にも今回の例しかないということでした。

今回の不正を受けて、総務省は今年一月から統計法遵守に係る各府省所管の統計調査等一斉点検を行っていると聞いています。対象となった基幹統計調査、一般統計調査、統計調査以外の方法による基幹統計、それぞれの数についてお伺いいたします。

○政府参考人（横山均君）

まず、一般点検で回答がなされた統計調査数でありますが、合わせて 372 の調査になっています。

内訳を申しますと、基幹統計が 51 調査でございます。それから、現在行われている一般統計調査が 233 調査であります。また、その一般統計調査の中には既に終了している統計調査もありますが、こうした既に終了している一般統計調査も 88 調査であります。

○吉川沙織君

これを全て合わせると、基幹統計 51、一般統計 233、それ以外というそれぞれの数をお示しいただきましたが、372 の統計の方で一斉点検の対象になっているということをお伺いいたしました。
この報告期日は 1 月 20 日となっていたようですが、期日までに提出できなかったものはありましたか、ありませんでしたか。

○政府参考人（横山均君）

回答できなかった省庁はございません。

○吉川沙織君

この調査の対象となった統計の中で、各府省から報告が上がってきたものを踏まえて、場合によっては詳細なヒアリングを行うこともあり得べしという、こういう文書ありましたけれども、報告を見ただけではううんというのがあってヒアリングを行ったものはありましたか、ありませんでしたか。

○政府参考人（横山均君）

ヒアリングを行ったものもございます。

○吉川沙織君

今の段階で、不正若しくは不正が行われていたかもしれない疑わしき統計というのはありましたか、ありませんでしたか。

○政府参考人（横山均君）

何分数が多いので、疑義が生じたものというのは、はっきり申し上げますとございます。それについて今鋭意確認作業をしているところであります。

○吉川沙織君

しっかり確認、時間を掛けて、もし不正を行っていないのに不正だったら大変なことですので、そこはゆっくり時間を掛けて疑義がある統計調査に関しては見ていただければいいと思うんですが、年度末の公表に向けて鋭意取りまとめ中と伺っておりますが、これは年度内に発表される、公表されるものでしょうか。

○政府参考人（横山均君）

お答えします。

できるだけ年度末という目標は立てているんですけど、担当者に聞くとかなり苦しいというところでございまして、一応、心としてはそのぐらいを目指したいと思いますので、どうか御容赦。

○吉川沙織君

ちゃんとしたものを出して、別に急いでいません。ただ、その通知の文書に年度末を目指して、たしか年度末の公表に向けて取りまとめ中という紙いただきましたので、まあそうなのかなと思っただけで、間違いのないように発表していただければと思いますので、頑張ってやってください。

この統計調査等一斉点検では何をどのような視点で調査しているのか、簡単に伺いたいと思います。

〇政府参考人（横山均君）

統計法に基づきまして、総務省が承認した事項について、それがそごがないかどうかという点について各府省について点検をしまして、今報告を受けて取りまとめをしているところでございます。

〇吉川沙織君

各府省が所管する統計調査それぞれについて、そごがないかどうか、つまりちゃんとやっているかどうかという視点だと思いますが、経産省の不正事案では、不正事案の公表と同時に当該調査の廃止まで一気に発表しました。

その際、不正があったからという理由ではなく、統計ニーズが小さくなったことを殊更に強調しているように私は受け止めましたが、この統計ニーズという視点では、そごがあるかどうかだけを調査されたということですので、各府省において統計ニーズが小さいとか大きいとか、そういう視点では調査をやっていないということでよろしいでしょうか。

〇政府参考人（横山均君）

今回の調査につきましては、事前に承認した事項とそごがあるかどうかという観点で行っています。
ただ、別途、統計改革という場で、総務省が内閣官房と連携をしまして、実際にこの統計がどのように使われているのかという確認を別のラインでやっております。

〇吉川沙織君

それぞれの視点で連携をしながら確認をしていただいているということでございますが、今お話ございましたように、昨年 12 月 21 日に政府は統計改革の基本方針を発表して、その 5 日後に不正の事案があったということですから、ある意味出ばなをくじかれたのかも分かりませんが、不正は正す必要があり、他方で統計改革は進めていかなければならないと思います。

今回の不正事案を受けて経産省が出した報告書を読みましたが、文書は最近はやりの廃棄済み、記憶にない、パンドラの箱を開けてしまうため踏み切れなかったなど否定的な文言が並びますが、統計の不正操作が行われた背景には、承認後のチェックの仕組み、人員配置、確保、育成の側面等、様々な側面もあると考えられます。

今回不正操作があった一般統計調査においては、統計法第 19 条、「行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなけれ

ばならない。」とされ、事前承認制となっています。つまり、一たび承認を受ければ、統計法第 21 条に規定される変更又は中止以外に事後的にチェックする法的担保はないんではないでしょうか。

よって、総務大臣が承認を行った後、事後的にどこかでしっかりチェックする仕組みを創設する必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君）

事前審査だけでは今回のような事案の発生を防ぎ切れなかったと思っています。
このため、統計改善のPDCAスキームを来年度から本格運用するなど、事業の実施や事後の状況を適切にチェックして改善につなげる方策に取り組んでまいります。

○吉川沙織君

場合によってはその事後のチェックを設ける法改正なども必要なのではないかと思いますが、他方で事後のチェックの仕組みを何とか検討していただいて、さらにもう一方で体制の問題というのもあると思います。

昨年 12 月 21 日、経済財政諮問会議の統計改革の基本方針においても体制強化の必要性は指摘されていますが、経産省の不正操作においても統計担当者だけの問題に矮小化すべきではないものと思いますが、一人の担当者が短期間に異動を繰り返していた旨の記述が公表資料にあります。

各府省の統計担当者の人員配置等の体制は、この前の一斉点検調査で、総務省、そこまではやりましたでしょうか、できなかったでしょうか。

○政府参考人（横山均君）

今回の一斉点検調査では、そこまでは対象にしておりません。ただ、毎年度、統計事務を主管する部局や課、それから統計事務を分掌する係につきましては、別途総務省で毎年度把握をしまして公表しております。

○吉川沙織君

しかしながら、経産省の方では、特に経産省の公表資料に、短期間でその統計担当者が異動を頻繁に繰り返してしまっていた、よって、この意識が不足してリテラシーも十分ではなかったという記述があります。

ですので、総務省、統計行政をつかさどる総務省にお

いて各府省の担当者もしっかり把握していただきたいと同時に、統計局における人員体制というのもやはりすごく重要であると思います。

この統計局の人員については、近年拡充されている傾向であるのか、それとも低減している傾向であるのか、増えているのか減っているのか、どっちかだけでいいので、総務省、お願いします。

○政府参考人（横山均君）

低減している傾向でございます。

○吉川沙織君

低減している、こういう答弁でございました。

政府自身が統計改革の重要性を打ち出して、統計行政の充実と精度を向上するためには、人員、予算はもちろん、その人材の育成と、やっぱり統計はプロでないとできませんから、その確保が何より重要であることは今回の経産省の不正統計事案を見ても明らかであり、統計行政部門の構造的課題に対応する必要は論をまたないと思いますが、この人員の拡充、体制の整備の必要性、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君）

吉川委員には、まさに応援をしていただいていると思います。

実は、官房長官を長とする統計改革推進会議が設置されております。その最初の会議に行きましたときにも、私から、やはり統計というのはこのリソースの充実がいかに重要かということを申し上げました。これからやっぱり定員も含めて、それから統計を本当に専門的に見れる優秀な人材を育てていかなきゃいけない、だから、量、質共に拡充していかなきゃいけない、そういう時期になっていると思います、正しい政策判断のためにも。

しっかり主張もしてまいりますし、今、公務員一般を対象としまして統計の入門編のオンライン講座からデータサイエンスを学ぶ応用編までの研修を整備しておりますし、統計を担う人材の裾野を広げるために総務省でも精いっぱいの取組を進めてまいります。

続きの議事録（3/3）は、こちら です。